

(18) 1 放送事業者等から放送番組のための取材を受けた者において、取材担当者の言動等によって当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、信頼したこと、法的保護の対象となるか

2 放送番組を放送した放送事業者及び同番組の制作、取材に開いた業者が取材を受けた者の期待、信頼を侵害したことを理由とする不法行為責任を負わない七された事例

平成19年(民)第808~813号 同20年6月12日第一小法廷判決
破棄自判。附帯上告棄却 第1審東京地裁 第2審東京高裁 民集62巻6号1656頁

[弁論要旨]

1 放送事業者又は放送事業者が放送番組の制作に協力を依頼した関係者がから放送番組の素材収集のための取材を受けた取材対象者が、取材担当者の言動等によって、当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならない。もとより、当該取材に応ずることにより必然的に取材対象者が格段の負担が生ずる場合において、取材担当者が、そのことを認識した上で、取材対象者に対し、取材で得た素材について、必ず一定の内容、方法により放送番組中取り上げる旨を明し、その説明が客観的に見ても取材対象者に取材に応するという意思決定をさせる原因となるようなものであったときは、取材対象者が上記のように期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得る。

2 放送事業者 Y1 の委託を受けた放送番組の制作等を業とする Y2 から、いわゆる放送慰安婦問題を扱く民衆法廷を取り上げたテレビジョン放送番組の制作実務の研修会を受けた Y3 が、上記民衆法廷を中心となって開催した

(18) X に対して上記番組のための取材を行い、その後、Y1 に対して、上記番組が上記民衆法廷の様子をありのままに視聴者に伝える番組になるなどと説明して取材を申し込み、上記民衆法廷の一節始終を撮影したなどの供述があったとして、次の(1), (2)の事情の下では、上記民衆法廷をつぶさに紹介する趣旨、内容の放送がされるとの Y2 の期待、信頼が法的保護の対象となるものとすることはできず、実際に放送された上記番組の内容が上記説明とは異なるものであったとしても、Y1 へ当人は、上記期待、信頼を侵害したことを理由とする不法行為責任を負わない。

(1) Y3 による実際の取材活動は、そのほとんどが取材とは無関係に当初から予定されていた事柄に対するものであって、X に格段の負担が生ずるものではないし、Y3 による当初の中入れに係る取材の内容も、X に格段の負担を生じさせるようなものということはできない。

(2) Y3 の担当者の X に対する上記説明が、上記番組において上記民衆法廷について必ず一定の内容、方法で取り上げるというものでわかったことはうかがわれるが、X においても、番組の編集戦略における統制により最終的な放送の内容が上記説明と異なるものになる可能性があることを認識することができたものと解される。

(1, 2につき意見がある。)

(多層系文)

(1, 2につき) 民法709条、放送法1条、3条、3条の2第1項、3条の3第1項、憲法21条

(解 析)

第1 番渠の被強等

1 本件は、兼利能力なき社会である X が中心となって、いわゆる從軍慰安婦問題を扱く民衆法廷「日本女性慰安婦問題を扱く女性民衆法廷」(以下「本件女性法廷」という。)を開催し、放送事業者である Y1 がこれを取り上

けた番組（以下「本件番組」という。）を放送したことについて、本件番組の取材を受け、これに協力したXが、①実際に行作、放送された本件番組の題旨・内容は、取材の際に説明を受けたものとは異なっており、本件女性法廷をつぶさに紹介する趣旨、内容の放送がされるとの期待、信頼を逸脱させられたことについて不法行為責任を負う、②Yらは、本件番組の趣旨・内容が変更されたこととXに説明しなかったことにについて債務不履行責任又は不法行為責任を負うと主張して、Y₁のほか、Y₂から本件番組の制作の委託を受けたY₃（原番組中にY₃に現れせず。以下においては、Y₂を含めて「Y」という。）及びY₁からY₁に本件番組の制作の委託を受け、実際に取材を行ったY₄に対し、損害賠償（慰謝料ないし抵消請求）を求める事案である。上記②のうち、不法行為に基づく請求は、原審において選択的に追加されたものである。

2 本件関係等

（1）当事者

ア Xは、報特・武力紛争下の女性への暴力を無くすために、女性の人権の観点に立って、平和をつくる役割を担い、世界の非戦争化を目指すことを目的として、Aらが中心となつて平成10年6月に設立された恤和社会なき社団である。

イ Y₁（日本放送協会）は、日本全国において放送事業を営む株式会社、Y₂は、Y₁の委託による放送番組の制作を業とする会社。Y₃は、映画、テレビジョン等に関する映像の企画・制作等を業とする会社である。

（2）本件女性法廷の開催等

ア Aは、報特下で女性に対して行われる性暴力を根絶するためには責任者の処罰が不可欠であるが、第二次世界大戦中に日本軍が行った性暴力の問題である從軍慰安婦問題についての日本政府の対応は不十分であり、公的または司法機関による責任の追及は困難であると考え、ベトナム戦におけるアメリカ合衆国の大統領を取くために開催されたいわゆるジャッセル法廷にて

（18） これは本件がおもにからだをもつた女性たちの命を守るために開かれた裁判所であり、その運営費は、おもに女性たちの命を守るために活動する団体が負担している。

低い、女性や民間人の手で起訴慰安婦問題を裁く民衆法廷を構想し、Xを誕立してその代表者に就任し、平成11年2月、上記民衆法廷としての本件女性法廷を主催するため、担当國としての日本のNGOであるXと、被告國としてのアジア6か国の各NGOの合計7団体、並びに国際法の専門家や人権活動家が組織され、同委員会において、本件女性法廷を、報特性暴力等に対し国際法に違反する個人や団体の責任を追及するものとして、刑事裁判に近い方式を採用し、裁判官、検察官及び書記局による構成とすること、平成12年12月8～10日に法廷を開いて審理を行ひ、同月12日に判決の概要をはい渡すことなどが決定された。

イ 東京都内で開催された本件女性法廷においては、同年12月8～10日に、従軍慰安婦問題について、昭和天皇及び旧日本軍の年人合計30名が人道に対する罪により起訴されるとともに、国家としての日本國の損害賠償責任が追及された。被告人らに付随人は送達されなかつたが、アミカス・キャリエ（法廷訴訟者）が被告人らの立場の者として意見を述べた。本件女性法廷における希望は、首席検事による意見陳述、アミカス・キャリエによる意見陳述の後、被告員ごとに、起訴状の朗読、元慰安婦の証言及び証拠の提示が行われ、旧日本軍の隠没、昭和天皇の責任及び歴史認識問題などについての専門家の証言、被告者としての元兵士（以下「加藤兵士」という。）の証言などを経て、最後に、アミカス・キャリエによる意見陳述及び首席検事による證言が行われた。そして、同月12日、昭和天皇を布陣とし、旧日本軍の兵士を詔めるなどの釋奠が言い表された。旧日本軍の軍人については、陪部的制約のため判断に至らず。陪審は最終判決によるところとされ、平成13年12月4日、オランダのハーグにおいて、被告人全員を有罪とし、日本國の損害賠償責任を認める旨の最終判決が言い渡された。

（3） 本件番組の放送
Y₁は、教育テレビジョンの放送番組である「ETV2001」において、全く回にわたる「殺手はどう抜くか」と題するシリーズ番組の第2回目として、

平成24年1月30日午後10時から、「問われる隕石性暴力」の講題で、本件女性を取材し、本件番組を放送した。

(4) 本件番組の放送に至る経緯等

詳細は本件が原稿範囲外として掲示しているが、概要がのようなものである。

ア Y₂のデータプロデューサーは、平成12年8月4日に行われた「歴史と社会」と題するB創設教諭講演会で、Y₂のディレクターCと共に、本件女性法廷を構成する審査官と制作することを企画し、Y₁の教諭番組部の担当チーフプロデューサーD及び担当ディレクターEと打合せを行った。Cは、平成12年9月25日付けの「審査員候補選考」(以下「本件選考」といふ。)を実施してY₁・Y₂に提出したが、これには、番組の説明として「東京で開かれる「女性国際恋愛法廷」をつぶさに追い、スタジオでの取扱などをさぬながら、半世紀後に複雑性愛力を問うことの意味を考える」などと記載されてい

イ Cは、同年10月初めころ、Xに対して取材を申し込み、同年10月24日、X側と打合せを行ったが、その際、X側に於し、本件報道業の相手方に見せたり交付したりすることが予定されていない本件報道業の厚い封筒を交付した所、番号について、Dによると対談で成被され、本件女性法廷が何と云うことをやることや、本件女性法廷の様子をありのまま記録者に伝える旨を説明し、本件女性法廷をすべて撮影するだけではなく、その実績を公表するなどと説明した。その後、Y3に対し、Xの選考委員会の傍聴席準備活動等、本件女性法廷の開催に向けた一連の活動についても教示し、撮影したい旨申し入れた。Xは、その後、Y3と対話して、Aが1時間～1時間半のインタビューに応じたほか、Aが1時間～1時間半のインタビューに応じた。

タ この間の同年11月21日に、Y1の番組制作局において、本件報道業とDが作成した「被選考委員会開設案」と題する書面（本件報道の内容の説明文）として、本件女性法廷を被選考委員会の歴史の中に「この国際法廷を被選考委員会の歴史の中に明確にして、本件女性法廷を被選考委員会の歴史の中に

(18) は因縁一九、純理性暴力を教くことの達しさを明らかにすることも、日本上アシヤ
は因縁二〇、純理性暴力が、どのようなプロセスで理解と目指すべきのかを学ぶることなどと
は密接な関係がある。この二つの問題は、本件番組を含む4回シリーズの制作が承認され
て運営されていた。に基づき、本件番組を含む4回シリーズの制作が承認され
ている。この4回シリーズのうち第2回目の本件番組と第3回目の番組の制
作について、Y₁がY₁から監査を受け、Y₂がY₂から監査を受けた。

エ 本件女性法廷の当日は、一般的の審理機関は会場2階席においてのみ取
材、撮影することが許されが、Xが公式試録ビデオテープの制作を委託し
ていた團体とYのふたりは、1階においても取材、撮影することが許された。
オ 取材を担当したYの隣席下は、上記の取材によって得た素材と同年
12月27日にわかつたB助教授、G教授及び司会長のアナウンサーによる
スタジオ対談の映像と編集して、本件番組の第1次版を作成した。これに
は、①本件女性法廷は、第二次世界大戦中の旧日本軍による在朝慰安婦問題
を私たちために、Xらが提唱、主催し、考明な法律家が参加して開催された国
際公法廷であることや、その審理対象は昭和天皇と日本国民の責任であるこ
とを伝える映像や音が、②元慰安婦、加害兵士及び専門家が証言した場面、
アミカス・キエリエが意見を陳述した場面、昭和天皇と有罪とし、日本国外
責任を認める判決の概要が切り込まれており、試写
に立ち会ったD・E・Fらは、「方向付けはこれまで良いとの認識を持った。
カ 同年1月19日、第1次版を鑑賞したYの投資団組長Hは、木作番
組について、かねてから、本件女性法廷を東京裁判以来の世界的な潮流の中
に位置付け、その歴史的意義を客観的・批判的に考察する必要番組にしたい
と考えており、第1次版が本件女性法廷を総括するだけの内容であり、上記
のような弱点が次第に感じたことから、D・E・Fらに対し、「法廷と
「企画意図と違う。」「修正不能」などと述べた。そこで
で、資料映像を用いて歴後編罰則などの歴史的経緯の説明を行うこと、海
外の報道機関による反響を紹介すること、死者を救くことや升盤人が無いこ
と等の問題点をアナウンサーのコメントで補うことなどが確認され、さら

に、Aに対するインタビューが削除された。昭和天皇有罪の発表は東光社の場面がオレーションに変更されたなどさねたが、同年2月の放送において、Hは、上記と同様の理由から更に番組の内容を変更することを求めた。これに対し、Y₃のチーフプロデューサーは、これまでの編集方針を大幅に変更するものであると受け止め、Y₃がHの求めに応じて放送当日までに本件番組を制作することは困難であると考え、水件番組の原稿作業から撤退することとし、Y₃からY₁に対して、それまでに編集した本件番組のビデオテープ及び撮影前の素材のビデオテープ等が納入された。

キ D・Eは、同年1月25日及び26日、Hからの指示に従って本件番組の台本を修正し、G準教授の発言と加害兵士の証言部分を大幅に短縮し、B助教授とナサランサーのスタジオ撮影部分を繰り返すこととした。

同年26日、Y₁において、番組制作局長のほか、ふだん番組制作に立ち会うことが予定されていない放送会員及J、国会担当の総合企画室担当局長Kらが立ち会って、本件番組の試写が行われた。試写後、本件女性法廷に批判的な意見も入れるようにとのIの指示を受け、L教授に対して出演依頼がされ、向井教授に対するインタビューを撮影した部分が加わり、B助教授のコメントが追加され、これに対するG准教授のコメントが一部削除され、アミカス・キュリエによる意見陳述の場面が削除され、司会役のナサランサーが本件女性法廷を紹介する発言中に、あくまで民間のものであって法的根拠がないこと、被告人が一歩出でしていないこと、抜けない所を飛 ciòりしていること、検査官の證言についてそのすべてを必ずしも確認することができないことなど本件女性法廷が様々な問題点等を抱えている旨が追加されるなどとして、同年28日中に医療系版が制作された。

同年1月29日に上記版編集版の調子が流れ、Kは、Dに対し、①本件女性法廷において日本国と昭和天皇に責任があるとした部分を全部削除すること、②スタジオ発言で本件女性法廷をラッシュ法廷に西斎するかのように横筋的に評価している部分を削除すること、③海外メディアの反応から日本政

(18) これまで本件女性法廷から放送されたものに該当する部分だけを抜いたのが本件女性法廷であることを示す。ただし、この指示が本件女性法廷から放送されたものである。

府の責任に言及した部分を削除すること、④日本政府の責任に言及したその余の部分も削除すること、⑤し教授に対するインタビューを更に追加することなどを指示し、この指示に基づき台本の修正及び本編集が行われ、更にI・Jの指示に基づき、元検察官らの證言場面の一部と加害兵士の證言場面等が削除された。

ク 以上の結果、最終的に完成し、放送された本件番組では、当初の第1次版と比べて本件女性法廷の審理の場面が大幅に短縮され、判決の要旨が言い渡された場面を含め、日本國と昭和天皇に責任を認めた結果についての言及がなくなり、本件女性法廷に批判的な立場のし教授のナサランサーの作女性法廷が様々な争点や問題点を抱えている旨の司会役のナサランサーの発言が加わり、Aのインタビューが削除され、放送時間は、当初予定されていた44分に対し、約10分のものとなつた。

ケ ところで、この間の平成3年1月25日には、Y₁の平成3年予算案が参議院に提出され、Y₁の担当者が一部議会選舉に対して個別に予算説明を行っていたところ、本件番組について、4夜連続で本件女性法廷をドキュメントで放送する番組である旨のうわさが流れていたことが判明し、同年29日、J・Kが、内閣官房副長官と面会した際に、本件番組について、本件女性法廷素材の一つである、4夜連続のドキュメンタリー番組ではない旨の説明をしたところ、同課長官が、從軍慰安婦問題について持論を展開した上、Y₁がとりわけ求められている公正中立の立場で報道すべきではないかと指摘するなどといった出来事があった。

3 第1審及び原告の判断

(1) 第1審判決
第1審判決(東京地裁平成16年3月24日・判時1902号71頁、判タ1181号263頁)
は、Y₃についてのミ、Xの信頼に対する違法な侵害による不法行為責任を認め、Y₁・Y₂については不法行為責任を否定した。

すなわち、第1審判決は、「取材対象者(裁判の相手方のこと。以下同じ。)

（18） が、また被災者たるが生き残るために受けた幸運において、被災者が何をもつて生きて行くに至ったか、その他の一定の内因的、外因的要素の存在となるか、

卷之四

して、Y₁のいがれについても同様、伝額の告当及び説明義務違反による共
同不法行為責任を認め、Y₁に対しては200万円、Y₂・Y₃に対してはそれぞ
れ100万円の賠償を命じた。

ア ノの本件著用に対する判断、信託そのは當について、取扱担当者との関係等に照らし、取扱担当者が
ア) 取扱の経過や取扱担当者と取扱対象者の関係等に照らし、取扱担当者
の言動等により取扱対象者が一定の内容の番組が放送されたとの帰結を強く
のものもやむを得ない特段の事情が認められるときは、番組制作作者の編集の自由
が法的に保護され、このようないく期待、信頼が當又は過失により及ぼす
行為が法的行為と見做して不作為が構成する。

(1) 本件についてみると、平成22年10月24日の打合せにおいて、CがXに本件損害賠償の手続を交付して行った証明は、本件審査は、本件女性法廷を実際に行なわれる法廷の手続の冒頭から審査の要領の説明を中心に行なったものである。原告者の證言や証拠説明等を含めて客観的に録音できることで取り上げるわざあるドキュメンタリー番組らしいそれに準ずるような内容の番組となるとの趣旨であつたものというべきであり、X側は、木件番組がそのような番組になるとの認識に達し、その後の期待と信頼を抱いたものと認められる。さらに、Fは、技術的な妥協で取材に臨み、Kから特別の便宜を受けて、本件女性法廷の準備から開院、終了までを網羅的に取材、撮影し、Xはこれらの取材活動に全面的に協力したことなどに照らすと、本件の内容についてのXの上記期待、信頼は、本件女性法廷の準備が進展し、開院に至る中で、期待の度合いも高まっていた。また、これら期待、信頼は、Y₁に対してのみならず、Y₁等、木件番組にかかわる関係者すべてに及ぶこととなるとともに、期待の度合いも高まっていた。

— 357 —

以上によれば、本件においては、上記アにいう特段の内容について法的保護を認められるものというべきであり、Xには、本件番組の内容について法的保護を認められる法律、信頼が生じたと認められる。

例) 実際に放送された本件番組では、本件女性法連が中心的に取り上げられてはいるものの、本件女性法連の主張者、趣旨、客觀對象及び審理經過等を認識することができず。むしろ、本件女性法連自分がさざな争点や問題点を抱えているなどのコメント部分が付加されるなどの改稿がされており、いわゆるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容の番組とは相当程迥り、差したものとなつて認められ、このことはXの期待、信頼を侵害するものであった。

本件番組は、平成13年1月24日の放送においては、本件女性法連の手紙の冒頭から判決の概要の説明を、被辯者の証言や証據説明等を含めて客観的に報道できる形で取り上げるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容のものであったが、その後、Y₃が編集方針の違いを理由に番組制作から離脱しており、番組の編集方針に大きな転換が生じたものというべきであるが、上記放送後の日の指摘による番組内容の変更は、本件番組の制作責任者としてより良い番組を作ろうとした純粹な姿勢によるものと評価され、この段階における編集の自由は尊重されるべきであり、Xの期待、信頼も維持されていたと認められる。しかし、ふだん番組制作に立ち会うことが予定されていなかったJ・Kが立ち会って監修が行われ、同人らの意見が反映されて修正が行われた同月26日以降は、同人らが、番組作りは公正中立であるようにとの国会選員等の発言を必要以上に重く受け止め、その範囲をそん度してできるだけ当たり障りの無いような番組とすることを考へ、そのような形にすべく本件番組について直指指摘したことにより、修正が繰り返されたものであつて、これは当初の本件番組の趣旨とはそぐわない意図からされた編集行為であった。本件番組の取材、編集行為は、放送という目的に向けられた手段であるから、Y₃の放送行為と共にY₁が指向して

(18) 番組が芦原から放送申請のための資料を受けてきた名に付いたものはない。裁判所が芦原から放送申請のための資料を受けてきた名に付いたものはない。
（19） 一、裁判所が芦原から放送申請のための資料を受けてきた名に付いたものはない。
二、裁判所が芦原から放送申請のための資料を受けてきた名に付いたものはない。
（20） 一、裁判所が芦原から放送申請のための資料を受けてきた名に付いたものはない。
二、裁判所が芦原から放送申請のための資料を受けてきた名に付いたものはない。

行った本件番組の改稿行為が、Xの期待、信頼に対する侵害行為となる。

イ 説明義務違反について

- (1) 番組の制作や取材に携わる者は、番組の制作過程で番組のねらいや内容が変更された場合、取材対象者との間ににおいてこれを説明する旨の約束がある等、特段の事情があるときは限り、法的な説明義務を負うと解される。
- (2) 本件についてみると、上記のとおり、Xには本件番組の内容について法的保護に値する期待、信頼が生じており、Y₁はこのことを認識していたのであるから、上記方にいう特段の事実がある。そして、本件番組は、改稿の結果、CやFによる説明とは相當に燃れた内容になったのであるから、Xは、この点の説明を受けていれば、自己決定権の一権限として、Y₁に対して、番組から離脱することや苦衷を申し入れたり、他の番組開発等に失敗を説明して対抗的な報道を求めたりすること等ができるものであるが、Y₁が説明義務を果たさなかつた結果、これらの手段を採ることができないようになったのであり、その法的利害を侵害されたものというべきである。
- ウ Y₁の責任について
- (3) Y₁のC・Fは、番組製作に携わる者として、番組の制作過程において、取材対象者から引られた素材が様々に羅列され得ることや、それを使用して制作される番組の趣旨や内容が流動的で変化し得るものであることを承知しており、本件番組についても同様であったから、Xに対し、そのような説明をしなかったためにXに前記期待と信頼を抱かせることとなつた。また、Y₁は、編集作業から離脱することとなつた際、Y₁のその後の編集の結果、番組が更に変更されることを十分に予測することができたのであるから、Y₁の担当者に対し、Y₁において原状に番組改編の説明をすることが許可を求めたり、Y₁の責任において説明義務を果たすよう申し出るべきであったのに、これらを行わなかつた。

(4) Y₁においては、Xの上記期待、信頼を認識しながら、本件番組の改

輸を実際に行ない、これを放送したものであり、また、平成13年1月26日以降、Yの關係、伝記とは相当かけ離れた内容の改編を行つたのであるから、同日以後、Xに対して改編の内容を説明すべきであったが、これを行わなかつた。

(イ) Y₂も、Cの上記取材活動をいわば自己の活動として利用し、Xの期待と伝記を認識しながら行動してきたもので、Cの動議に注意するなり。Y₁に着火を求めるなりすべきであったのに、これをしなかつたし、Y₃と同様に説明義務も果たしていない。

(ニ) 以上によれば、Y₁は、いやかも、Xに対して、期待、伝記を侵害したこと及び番組内容の改編についての説明義務を怠ったことによる不法行為責任を負う。Y₁は、本件番組の放送に向けて互いに協力し合い、他の者の行為を利用して取材、報道行為を行い、その結果完成した本件番組をY₁の共同制作としてY₁が放送したのであって、Y₁の行為は原告の直接被換に向けられた有機的関連を有する一連の行為であるから、共同不法行為が成立する。

併し、Y₁は、Y₂・Y₃を排除し、かつ、番組制作担当者の制作方針を離れてまで、国会議員等の意図をそん底してできるだけ当たり障りのないように番組を改編したのであるから、その責任は重大である。これに対し、Y₂・Y₃は、番組制作の下請けとして参加し、その契約上、Y₁による番組改編については原則として従うべき立場にあつたことを参酌すると、Y₁の責任よりも軽いというべきである。

第2 上告受理中立等及び本判決

1. 上告受理中立等

原判決に対しては、Y₁らが、不法行為を認めた原告の相手の法令違反、判例違反等を理由に、それぞれ上告受理を申し立て、Xが、債務不履行責任としての説明義務違反を認めなかった原部の判断には法令違反があるとして、附帯上告受理を申し立てた。第一小法廷は、各申立てについて、上告を及び

（イ） 本件番組がから取材者があらかじめ取材のための取材を受けた事実はない。
（ロ） 二つの取材が異なる取材である。取材の範囲が異なる。
（ハ） 二つの取材が異なる取材である。取材の範囲が異なる。

附帯上告審として受審する旨の決定をした。

2 本判決の判断

本判決は、次のとおり判断して、Y₁の上告を否め、原判決中、Y₁らの敗訴部分をいずれも確定した上、Xの請求をいずれも棄却する旨判決し、Xの附帯上告を棄却した。

(1) Xの期待、伝記が侵害されたことを理由とするY₁らの不法行為責任について

「法律上（注・放送法1条、3条及び3条の3第1項の規定を指す。）、放送事業者がどのような内容の放送をするか、すなはち、どのように番組の編成をするかは、表現の自由の保障の下、公衆の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられているが、これは放送事業者による放送の性質上当然のこととしてもでき、国民一般に認識されていることでもあると考えられる。

そして、放送事業者の制作した番組として放送されるものである以上、番組の編成に当たっては、放送事業者の内部で、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは、当然のことであり、その結果、最終的な放送の内容が報復の段階で当初企画されたものとは異なるものになったり、企画された番組 자체が放送に至らない可能性があることとも当然のことと国民一般に認識されているものと考えられる。」

「放送事業者又は制作業者から取材料のための取材を受けた取材対象者が、取材担当者の意図によって、該該取材で得られた素材が一定の内容により放送に使用されるものと期待し、あるいは仮想したとして、その方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは仮想したとして、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないといふべきである。」

もっとも、取材対象者は、取材担当者から取材の目的、趣旨等に関する説明を受けて、その自由な判断で取材に対するかどうかの意思決定をするものであるから、取材対象者が抱いた上記のような期待、信頼がどのような場合でもおよそ法的保護の対象とはなり得ないといふこともできない。すな

ち、当該取材に応ずることにより必然的に取材対象者に格段の負担が生ずる場合において、取材担当者が、そのことを認識した上で、取材対象者に対する取材で得た収集材について、必ず一定の内容、方法により番組の中で取り上げる旨説明し、その説明が客觀的見ても取材対象者に応ずるという意図を達成をさせる隙間となるようなものであつたときは、取材対象者が個人に対する取材で得られた収集材が上記一定の内容、方法で当該番組において取り上げられるものと期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得るものというべきである。そして、そのような場合に、結果として放送された番組の内容が取材担当者の説明と異なるものとなつた場合には、当該番組の趣向、性質やその後の事情の変化等の諸般の事情により、当該番組において上記収集材が上記説明のとおりに取り上げられなかつたこともやむを得ない、といふようなときは別として、取材対象者の上記期待、信頼を不当に損なうものとして、放送事業者や制作業者に不法行為責任が認められる余地があるものというべきである。」

「本件についてみると、……本件番組の取材に当たつたY₃の担当者は、Xに対し、①本件収集票の写しを交付し、②本件番組は、ドキュメンタリーと対談として構成され、本件女性法廷が何を教くかということが本件女性法廷の様子をそのままに伝える番組になると説明し、③解和天皇についての判断がされねば、判断の全部及びその趣隔活動がその開催に向けた一連の活動について取材、報道したいと申し入れ、⑤実際に、Xの運営委員会の幹部や撮影、Aに対するインタビュー、本件女性法廷の会場の下見への同行、リハーサルの撮影を行い、本件女性法廷の開催当日、他の報道機関が2階席からの取材、撮影しか許されなかつたのに對し、I階においても取材、撮影することができる。本件女性法廷の一部始終を撮影したというのである。しかしながら、上記⑤のY₃による実際の取材活動は、そのほとんどが取材とは無關係に当初から予定されていた事柄に対するものであることが明らかであり、Xに格段

〔18〕 本件番組がから放送番組のための取材を受けて放送されたときに、必ずしも取材料として、番組の運営者による取材料である。そのため、Y₃によると、番組の運営者による取材料である。

の負担が生ずるものとはいえないし、上記⑤のY₃による当初の申入れに係る取材の内容も、Xに格段の負担を生じさせようなものということはできぬ。また、上記①～⑥のY₃の担当者の行為は、取材を申し入れた時点において提案なし・予定されている番組の趣旨内容及び取材内容に関するもの、あるいは取材担当者の個人的な意見を見渡べたときにとどまるものであることが明らかであり、Y₃の担当者のXに対する説明が、本件番組において本件女性法廷について必ず一定の内容、方法で取り上げるというものであつたことはうかがみれないであつて、Xにおいても、番組の編集方針における格好により最終的な放送の内容が上記説明と異なるものになる可能性があることを認識することができたものと解される。

そうすると、Xの主張する本件番組の内容についての期待、信頼が法的保護の対象となるものとすることはできず、上記期待、信頼が侵害されたことを理由とするXの不法行為の主張は理由がない。」

〔2〕 説明義務違反を理由とするY₃の債務不履行責任又は不法行為責任について

「上記のとおり、Xの主張する本件番組の内容についての期待、信頼が法的保護の対象となるものとすることはできないから、このような場合においては、放送事業者や制作業者と取材が対象との間に番組内容について説明する旨の合意が存するとか、取材担当者が取材対象者に番組内容を説明するなどを約定したというような特段の事情がない限り、放送事業者や制作業者に番組の趣向の發端で本件番組の趣旨、内容が変更されたことをXに説明すべき法的な説明義務が認められる余地はないといるべきである。そして、本件においてそのような特段の事情があることはうかがわれないから、上記説明義務違反を理由とするXの債務不履行及び不法行為の主張は、いずれも理由がない。」

〔3〕 個別意見
原告裁判官は、單独についての報道及び論評に係る番組の編集の自由が取

対象者の期待、法的によって制限されることには認められず、上記期待、信頼を法的保護に値するものと認められるべきではない。本件審査は、その内容からして上記の報道及び論評に係る番組に当たるといい得るものであるから、Xの主張は理由がないとの意見を述べている。

第3 説明

1 問題の所在

- (1) 本件訴訟においては、取材対象者が、一定の趣旨、内容の番組が放送されるとの期待、信頼（以下「期待等」という。）を抱き、取材に協力したが、この期待等にかなったが故にされず、また、このことについて放送事業者や報道機関から説明がなかつたとして、報道機関に対して、そのような期待等が皆さえたことや説明がなかつたことから生じた損失の賠償を求めることができるかどうか、すなわち、そのような期待等が、取材対象者にとって法的保護に値する利益といえるかどうか、報道機関が取材対象者に説明をすべき義務があるかどうかが主な争点となっている。
- (2) 報道機関が、取材により得た素材をどのように編集し、公表するかは、苦法引条で保護されている表現の自由の範囲に属する。他方、私人が報道機関からの取材に応ずるかどうかは本来自由であるところ、報道機関側による説明から、その決定に当たって一定の趣旨・内容の報道がされるごとにについて期待等を抱き、この期待等が取材に協力する動機となるいる場合が想定される。このような期待等が、不法行為の対象との関係で法的保護に値する利益といえるかどうかについて、これを認める明文の規定はもとより存在せず、これが法的保護に値する利益とされた場合は、報道機関としては、報道内容が取材対象者の期待等にかなった内容の報道を行う、若しくはこれに反する内容の報道を終えることを当該取材対象者との関係で事实上義務付けられ、その限度で報道機関の有する報集施設が制約されることになりかねない。ことから、報道法としての定立の仕方いかんによつては、全体として報道機関の表現活動が制限し、法的上保障された表現の自由にも実質的

(18) 放送が放送者から放送者が受けたための報酬を支給されたがために、放送者が報酬の支給を受けたことと、放送事業者が報酬を支給されたことを結ぶべきである。

に影響が及ぶことも考えられる。したがって、このような報道法の成否は、直接受ける報道と私入出の問題ではあるとはいへ、報法上の問題もはらんでいるといふことができる。専門においては、番組の編成が政治家等外部からの影響を受けて行われた旨指摘されるという結果な事件もあり、この点がXの請求の当否を判断する上でどのように関連するかという問題もある。

2 表現的人権としての表現の自由とその制約原則

- (1) 表現の自由は、精神的自由に属するものとして、經濟的自由に対して「優越的地位」を占めるものであり、その規制については、より厳格な基準によって審査されるべきであるという「二重の基準論」が学理上支配的である。判例も、表現の自由による制限の客観となることを認めながら、「表現の自由、とりわけ、公衆的耳目に対する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」などと、表現の自由の重要性を強調している。
- 本件番組は、基本的には教養番組としての性質を有しているものの、報道（審議の伝播）を含む面もあるところ、報道機関の報道の自由が憲法21条の保障のもとにあることは、空説・理論とも異論はないから、さしあり報道に当たる部分とそれ以外の部分とを区別する必要性、炎症はないものと思われる。
- そして、表現行為が放送という媒体によって行われる場合には、放送が適用される。放送法は、その3条において、放送兼用報紙の自由を定めているが、これは、同法1条に定める表現の自由及び放送の自律性の保障の理念を具体化したものであつて、放送における表現の自由の中核となることができる。
- (2) 表現の自由に対する規制の憲法適合性の客観基準として、学理上一般に挙げられているのは、①事前抑制禁止の理論、②明確性、過度の広汎性の理論、③「明白かつ現在の危険」の基準、④ LPA（より細密でない他の理

ひうる手段)の基準である。判例は、判斷が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的な限の意味及び程度等を検討して決めるのが相当であるとして、いわゆる利益兼虚論を判断基準の基本としつつ、「表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を説教ないし嘲撲者の側に報道させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその慈愛を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制による性質上、干渉に差くものとならざるべきこと等から平穏制限の場合よりも広汎はわり易く、適用の度があるうえ、実際上の抑止的効果が報道制限の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検討を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な著作のもとににおいてのみ存容されうる」、「表現の自由は、……憲法の保障する基本的人権の中でも特に重要なべきものであって、法益をもつて表現の自由を規制するについては、基準の底流、不明確の故に当該規制が本来憲法上許容されるべき表現にまで及ぼされて表現の自由が不當に制限されるという結果を招くことがないようにはずれなければならないから、特段の問題がない限り、報道の合意がない限り、報道機関と取扱対象者との間に契約關係の成立を認めるることはできない」と考へられる。

(3) 本件は、私人間における不法行為の成立と同一の法理上の根柢を有する問題となっている。憲法21条の保障する表現の自由も、公法の屈曲によって甲の部類の対象となり得るものであって、無制限のものではなく、事件において、不法行為等の成立が肯定され、Yらが損害賠償責任を負わされるという意味で、結果的に表現の自由が制約されるとしても、直接には、不法行為等に関する法令の解釈適用の問題として、直ちに憲法問題を生ずるものではない。

しかしながら、私法の解釈適用の場面においても、違法の人格規定に起因すべきことは当然である。不法行為の場面において、被侵呂の利益と法定上の人

(18) 一方で、不法行為の範囲に於ける違法行為を含むたがためにかじて、被侵呂が侵害するのを許すものであつて、被侵呂が侵害するものと認定し、被侵呂との調査が問題となる場合、当事人物の性質、内容をも踏まえて、不法行為の成立要件を検討する必要があるものと思われる。

3 取扱対象者の審査内容に対する期待等が法律上保護される利益といえるか

[1] 取扱対象者と取扱者（報道機関）との関係

報道機関は、その報道すべき事実を取材し、取材によって得た添付を報道して番組や記事（以下「番組等」ということとする。）の形で公表（報道）するものであるから、適正な報道がされる前提として、取材行為の自由が認められないわけにはならず、判例も、報道機関の取材の自由は、憲法21条の精神に觸らし、十分尊重に値するものであることを明らかにしている。しかし、取材の自由は、取材の権利ではなく、報道機関といえども、情報源に自由に接し、これに対し情報の提供を要求する権利を持つものではない。少なくとも一般人については、報道機関から取材の申込みを受けても、これに応ずるかどうか、どの程度応するかは原則として任意である。そして、報道及び取材は、取扱対象者の利益を損することを目的とするものではなく、取材対象者は、本来取扱の客体にすぎないから、特段の合意がない限り、報道機関と取扱対象者との間に契約關係の成立を認めるることはできないと考へられる。

[2] 期待等の保護法益性

もっとも、契約が成立していない場合にあっても、契約締結交渉の当事者等、一定の関係にある者（甲・乙）の間ににおいては、乙の旨意等によって甲が契約締結等についての期待等を抱き、この期待等に基づき出價等を行った場合において、この期待等を棄却する相手方当事者の行為が信義則に反して違法とされ、損害賠償責任を負うとされる場合があるとされている。從来から「妥当締結上の過失」の問題として論じられているところで、一方当事者が相手方に對し、契約締結等についての期待等を与えた場合には、禁反言の原則により、その期待等を妥切らしくして行動する義務を負っていること、当事者は契約締結等に向けて誠実に交渉する義務を負っていること。

を根拠とするものである。ここでは、一連の期待的利害を保護しているようにも解される點において、本件と問題状況を共通にする面がある。この場合における信義則違反による責任の性質については議論のあるところであるが、最高裁の判例においても不法行為責任を肯定するものがあり、不法行為に基づく請求として構成されている本件においては、不法行為の成立否の問題として検討され足る。また、判例は、必ずしも当事者間ににおいて将来契約が締結されることが予定されていない場合にあっても、一定の関係にある者の間ににおいて一方当事者の期待等を裏切る他方当事者の行為が信義則に反するとして、他方当事者が相手方に損害賠償義務を負う場合があることを認めている。

不法行為においては、その成立要件としての「施利侵害」は、「逸法性」と解釈によって焼き換えられ、実体法上逸法として明確な形で認められない利益であっても保護の対象となり得、逸法性の成立については、当該利益の内容と侵害行為の態様との相関関係において検討するという、いわゆる相因関係論が判例・学説の基本的な考え方となっている。契約締結上の過失の成立が問題となるようないくつかの判断的利害に関する期待等は、生命、身体のような重要な人格的利害に対する期待的利害と比較して、一般に要保護性の点において脆弱であることは否めない。本件で問題となっている番組の題旨・内容等（以下「番組内容等」という）についての取材対象者の期待等といふものは、財産的利害に関するものというよりも、人格的側面が強いものと思われるけれども、社会的に価値のあるものとして一般的に承認されてゐるとはいえない。やはり要保護性の点においては逸法なものといふのがいい。

しかし他方、既に述べたところによれば、これがおよそ法的保護の対象となり得ないと断定することもできないものと思われる。

(3) 取材対象者の番組内容等に対する期待等

ア 取材とは、報道機関が番組等として報道するための本件の取材作業であつて、報道機関は、取材によって収集した本件を報道選択し、報道機関が

既に有している情報その他の資料、更には意見、論評等を付加するなどの編集作業を経て、番組等として外部に公表するものである。取材から報道を経て報道に至る過程には多数の関係者が関与することもも普通のことである。その時々の社会情勢等諸般の事情も踏まえて、これら関係者の個々の意見が各過程において反映され、該行進路が採り返されたがら、番組や記事が制作され、報道に至る。そして、前記のとおり、報道は、取材対象者の利益を図ることを目的とするものではなく、番組等の結果は、表現の自由の根幹をなすものとして、報道機関がその目的的な判断に基づき自由に行っている。また、正確で実行きの深い番組等を制作するためにも、できるだけ多くの素材を集めることができまといえる。

したがって、ある番組を企画した場合、取材によって得た素材を、どのような番組において、どのようだ形で、どの程度取り上げるか、すなはち、どのようなような趣旨・内容の番組を制作して公表するかは、本来報道機関がその判断に基づいて自由に行うことができるものである上、公表に至るまで多分に流動的で不確定なものということができる。取材によって得た素材が全く使われないことや、企画した番組それ自体の制作が中止され公表に至らないことも、報道機関の自由な判断によって行い得ることであり、自然的に行われているものと考えられる。

イ ソラすると、報道機関からの取材を受けてこれに応じた者が、当該取材に係る内容が番組で公表されるとの期待等をいたとしても、それは本来的には主觀的な願望の事を出るものではなく、法的な保護の対象となるものではないといべきである。

ただし、取材対象者と報道機関との間で、一定の趣旨・内容の番組を作成・報道するといった合意（契約）が存在する場合には、報道機関は、その合意に拘束され、合意に従った趣旨・内容の番組を制作・報道する義務を負うことになる。このような合意は、報道機関の表現の自由、報道の自由を制約するものではあるが、報道機関が自らの意思に基づくものであつて、原則

(125) として有効ということになる。

また、そのような特段の場合がない場合においても、取材対象者が取材に応ずるかどうかは自由に決定し得ることからすると、取材対象者が、一定の趣旨・内容の番組が放送されるとの期待等を抱いたことに基づき、取材に応ずる旨の意思決定をした場合、この期待等が報道機関の一定の行為等によってじつや起されたときには、この期待等が法的保護に値するものとされる余地があるというべきである。

取材の通過や取材担当者と取材対象者の関係等に際らし、取材担当者の活動等により取材対象者が一定の内容の番組が放送されるとの期待等を抱くものやむを得ない特段の事例が認められたときには、取材対象者の番組内容に対する期待等が法的に保護されるとの原資の採用する考え方は、一般的取引行為における契約商務上の過失の延長とも受けするようにも思われる。

しかし、この考え方は、取材対象者の保護に早いけれども、契約の締結交渉における場合と比較しても、取材対象者の抱く期待等の内容、程度は多様であって、報道機関にどのような行動等があつた場合に、どのような内容の法的保護に値する期待等が発生するのかが明らかでなく、裁判所による弁護的判断を待たずに、報道機関や取材担当者がこれを判断して行動することは、実際上不可能なしし相当の困難が伴うものと思われる。⁽¹²⁶⁾一般的取引行為においては、非理財債という非接続的な金銭解済によって当事者の衡平を図ることでもがほどの期待は生じないようにも思われるが、こと報道の場面においては、報道機関として常に取材対象者の信頼、期待がどのようなものであるかを推し量りながら番組等の制作を行うことになったり、そのような企画を回避するために、取材や報道自体を差し控えたりすることとなつて、結果として、報道機関の表現活動が全体としてい縮し、前述のように審法上最も重要な人権として位置付かれられている表現の自由、ひいては国民の「知る権利」が阻害されることが危ぐされる。このことは、人権権として一

(125) 取材者が取材から放送を相手にした場合の取扱いは、放送法第4条第1項所定の訂正放送等の請求等との比較や、放送を受けるものと思われる。(126) 一定の方法で、万能に適用されるものと解釈する。

般に認知されている名著物やハイハイ等との比較においても、均衡を失するものと思われる。⁽¹²⁷⁾ また、上記のとおり、一般に、番組の編集は報道機関が自由に行い得るものであつて、どのような内容の番組が報道されるかは不確定かつ流動的なものであるから、必ずしも一律的に評価できるものではない。取材担当者等の言動等によって取材対象者が抱く期待等をもって、合理的な期待等とは直ちにはいえないと思われる。そうすると、取材対象者の関係等の内容が報道機関側に明確になっていることが最低限必要であり、かつ、期待等の迅速が中なる希望程度のものでは足りないとすべきである。不明確な基準によつて、取材対象者の期待等を法律上保護することは、表裏の自由を広く制約するおそれがある一方で、取材対象者の保護に過ぎるものであつて、前述した事前の制限の原則及び明確性・迅速の広汎性の原則に照らしても、問題があるようだと思われる。

他方で、取材担当者が一定の趣旨・内容の番組が必ず報道される取材対象者に約束ないし説明したような場合には、①報道機関に所属する取材担当者が表現の自由、編集の自由をその限度において放棄する趣旨の約束、説明をしたものであるから、報道機関自身が取材対象者との合意によって表現の自由、編集の自由を放棄した場合と同様に取材対象者に受け取られても一般にやむを得ないところであり、また、②そのような約束、説明すること 자체が不適切な行為ということもでき、③報道機関にとっても、取材対象者の期待等の内容、程度を認識しても、表現の自由に対する過度の制約となることは考えにくいものと思われる。もっとも、当該取材に応ずることについて取材対象者に報道の自由が生じないよりなり身にまで取材対象者の期待等を法的に保護する必要があるとはいひ難いと思われるし、取材担当者の絶対ないし説明は、客観的見方、客観的見方、客観的見方があるかどうかの意思決定を左右するような重要性が挙げられる。このことは、人権権として一

本判決は、以上のような点を考慮の上、〔判決要旨1〕のような判断を示したものと認められる。

なお、番組内容に対する期待等が法的に保証されるための要件は、番組の趣質によって異なるとの見解も想されるが、番組の趣質といつても必ずしも厳然と区分されるものとは限らず、番組の種類によって直ちに表現の自由や個別の自由の保護の内容、程度や、取材対象者の期待等の内容、程度に質的な差異が生ずるものではないとも思われる。結果は、取材担当者と取材対象者との間ににおいて報道開明の標準性を割約するような内容の約束が暗示的に行はれて実在する（その判断に当たって番組の範囲、内容も考慮せねばならぬ）という問題に留意するべきである。

4 本件における當てはめ

原告は、本件番組の趣旨・内容に対するXの期待等の内容として、本件女性法廷を中心ご紹介し、しかも、実際に行われる法廷の手続から判決までの過程を、被審者の証言や訴訟説明等を含めて客観的に概観できる形で取り上げるいわゆるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容であったが、実際に放送された本件番組は、スタジオ対談や資料映像を用いて、女性に対する懇切丁寧な対話に対する評議として間われれるようになつた歴史的潮流を追々、その中での本件女性法廷の位置付けを考えることに主眼を置いており、本件女性法廷は素材として扱われているにすぎないと認定判断した上、X側に対する取材の交渉及び実際の取材に当たったY₃の職員が、X側に対して、①本件提綱票の写しを交付して、②本件番組は、ドキュメンタリーと対談で構成され、本件女性法廷が何を強くかということや本件女性法廷の様子をありのままに視聴者に伝える番組になると説明し、③天皇についての判決がされれば、判決の内容として放送すべきだと述べ、④本件女性法廷及びその準備活動やXの運営委員会、記者会見など本件女性法廷の開催に向けた一連の活動について取材、撮影したいと述べ、⑤実際に、X

(18) 本件提綱票を手からお読みいただき御座りましたことを御承認いただけます。X側が、公的機関としての立場に立ち、公的機関としての立場で使用されるものと認められました。

の運営委員会の傍聴・撮影、Aのインタビュー、本件女性法廷の会場の下見への同行、本件女性法廷のリハーサルの録影を行い、本件女性法廷の開催当日、その一部始終を、他のマスメディアとは異なる条件で収材したという一連の経過をもって、Xに本件番組の内容について法的保護に値する期待等が生じたと判断している。

確かに、本件提綱票に記載された内容からすると、本件提綱票での提案に係る番組は、本件女性法廷の過程及び結果を伝えることを内容とするものであると想解するのが自然と思われる。そして、Y₃の職員が本件提綱票の字をX側に交付したことやX側に対する説明の仕方に懸念を欠いた面があつたといえなくもない。しかしながら、上記②は、取材を申し入れた時点において提案なし予定されている番組の趣旨内容に関するものであつて、いまだ本件女性法廷も開かれておらず、彼らの取材も行われていない。段階のものである（実際には、Y₁の正式採用にも至っていないかった）。また、上記③は、Cの個人的意見を述べたものである。したがって、本件提綱票に基づくY₃の職員の説明が、一定の趣旨、内容の番組が必ず制作され、放送される趣旨のものとはいひ難い。そして、Aのインタビューを除く、通常委員会の開催、女性法廷の会場の下見、リハーサル及び本件女性法廷の開催は、いずれもY₃の取材活動とは関係なく、当初からの予定がそのまま実施されたものであつて、X側の取材協力といつても、X側において取材に主体的に関与したものでもなく、X側に格別の負担を負わせるものでもないから、上記③によつて、Y₃が何らかの約束をしたと評価できるものでもないといし。X側の期待等を更に高めるものともいい難い。Aのインタビューも、Aにとって格別の負担を伴うものであったとはうかがえない。他に、Y₁において、X側に対して一定の約束をしたり、X側の期待等を高めるような行為をしたことはうかがわれない。

確かに、本件提綱票に記載された内容や、Y₃の職員の説明及び一連の取材活動からすると、X側としては、自分たちの活動を好意的に紹介する意地

が創作され、放送されたものと期待して、取材に応じたことは否定しないところではあるが、「判決要旨1」の判断枠組に対するものと評価することは困難といわざるを得ない。

本判决は、以上のような点を考慮して、「判決要旨2」のように判断したものと理解される。

5 番組録録の延滞について

本件においては、Yの隊員が国会議員に個別に面会して予算案の説明を行った際に、内閣官房副大臣から公平選挙委員会問題について持論が述べられ、公正中立の立場で報道すべきではないとの指摘を受けたこと、番組録録にふたん刺してない番組録録局長や国会対担当議長が処分していること、最終的に放送された本件番組は10分と通常の放送時間44分を下回る異例のものとなっているという事実があるところ、原告は、この点について、該法で規制された番組の権限を濫用し、又は逸脱するものであって、取材対象者であるXに対するXは、放送番組に際して放送番組録録の自由の範囲内のものと主張することはできない旨説示している。本判决がこの点について触れるところがないのは、「判決要旨1」の判断枠組みに照らして、本件における番組内容に対するXの判断が保護法益と認められないところ以上、番組録録に当たっての主観的意図や動機が問題になるものではないとの判断に基づくものと思われる。また、番組内容に対する期待等の役者の有無は、実際に報道された番組が客観的にみて期待等した内容等と異なるものであるかどうかによって基本的に決まるものと思われるから、番組録録としての自作性を以るものとして放送法3条違反の有無が問題となり、そのことが「知る権利」の主体としての国民一般に対する関係において批判されることはあるても、取材対象者との関係で、本件で問題となつているような番組内容に対する期待等への没落行為としての違法性を決定付ける要素となるものは考へにくい。

(18) 本件審査者が放送番組のための取扱いをめぐらす行為にかかる一定の行為が、公法上の行為に該当する場合をも含む。

そもそも、番組の編集は、様々な事件を踏まえ、種々の動機に基づいて行われているのであって、当該番組が視聴者等を含む社会各層にどのように受け止められるかという点も考慮されて行われることは日常的と思われ。そのこと 자체は特に非難されるべきものとはせず、どこまでが報道機関の自作の範囲か、という限界は必ずしも明確ではないと思われる。本件女性法廷が取り上げていろいろわやぐる対象が新聞や天皇の戦争責任の問題は、国内において強く意見が対立している問題であり、本件女性法廷の評価についても賛否両論のあるところである。したがって、番組録録の過程において、公正・中立（もとより一意的ではない）という観点から、そのような議論を意識した検討が行われることや、編集に関する関係者の間で報道方針や具体的な編集方法をめぐって見解の相違が生ずることは特段異例のことではないと思われる。報道機関の内部における番組録録の編集権限の所在いかにもあるべきかという議論はあるが、少なくとも編集に直接関わる者のみが編集権限を有するときでもいいえない。このような問題は、本章、苦論の場において詳しく述べるべき分析と思われる。

6 説明義務違反の成否

乙の説明に基づき甲が契約の締結等の意思決定を行ったが、乙の説明が正確、不十分であった場合は、乙に侵害原則上の義務違反としての説明義務違反があるとして、甲に対して損害賠償責任を負うことがあるところ、⁽¹⁸⁾判例、学説上承認されている。説明義務違反については、自己決定権の侵害の問題と捉えるのが近時的一般的な考え方であるが、自己決定の対象が生命、身体、プライバシーといった人格的利益に係る場合は別として、更引上の行為が問題となっている場合には、特段の事由がない限り、財産的利害の保護の範囲において自己決定を問題にし、自己決定という利益そのものまでは保護されない（説明料請求を認めない）が、民法行為の態様に照らし、特段の事情を認めて説明料請求が認められる場合もある、というのが判例の立場と考えられる。

本件の上うな指揮の提供に関する自己決定は、取引上の行為が対象となつてゐるものではないが、生命、身体、プライバシーに対するそれと比較するよりもないから、一般的には要保護性が強度であるとはいえない。
そして、番組内容等に対する則特等の侵害の問題と説明義務違反の問題とは、法規の関係にある上、むしろ説明義務の方がより報道機関側に負担を負わせる面もあるようにならざる。

本判決は、このような点を勘案して、番組内容等に対する則特等が法的に保護される程度のもとになっているか、そうでなくとも、報道機関又は成り得相当者が取材対象者に対して一定の場合には取材対象者に説明をする旨の特段の合意なし検索があるといった特殊の事情があることを説明義務を認められたための前提とした上で、本件においてはそのような特許は認め難いとしたものと考えられる。

7 水準の意義

本判決は、取材対象者の番組内容等に対する則特等が法的保護の対象になるかどうかという、直接的な先例のない問題について、原則としてこれを否定しつつ、極めて例外的な場合にこれを認め、放送された内容が上記期間等と異なるものとなつた場合に放送刊禁者が不法行為責任を負う余地があるとの法理判断を示した点で、意義を有するものである。

(注1) 従前既判事とは、日本映画や第二次世界大戦時において、監査所と呼ばれた施設で旧日本映画の業者の生産の相手にいた婦女の慰安のことである。いわゆる従前既判問題については、平成3年12月から日本政府が調査を進み、平成5年8月、監査所は当時の担当局の要請により設立されたものであり、監査所の設置、管理及び慰安婦の移送について、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。監査所の募集、移送、管理等も、甘言、強正によるが、終して本人たちの立場に反して行われたなどとする調査結果が発表され、政府が監査所に対する心からのお詫びと反省の気持ちを申し上げる、とす

(注2) ごく短時間で空からおどりながら飛行機に乗ったときに、おもにがんばりきりの飛行機乗客がおどりながら飛行機に乗るときのことを意味する。

る内閣省が及日首領が提出されている。そして、平成7年7月に、政府の主導で「女性のためのアジア平和国民基金」が発足し、平成8年度まで「良い事業」が行われた。既判の調査結果は上記のとおりであるが、監査の結果、承の現行等をめぐって、現在でもなお現見の対立がある。一方、韓国人を中心、「元慰安婦」と名なる人たちが、我が国の責任を追及する訴訟を我が国裁判所に提起しているが、第1審敗訴で國の立派な道歉と認めた判決1件を除いて、原告側の請求は退けられている。

(注3) 第1審判決は、原告と被告間に何様の争点認定をしている。しかし、平成13年1月26日のまが、同月29日から同月30日の本件番組の放送開始までの出来事、YI幹部の内閣官房副長官らとの接触の経緯等については、YIが当然していたことともあって、ほとんど主張がなされず、從つて争点でも認定されていなかった。これらについては、原審原告中の平成17年1月12日付けの毎日新聞朝刊が、内閣官房副長官らが平成13年1月28日にJリを呼んで、本件番組について「傷つた内容だ」と指摘し、YIがそれを受けて放送したと報じ、平成17年1月13日に、政治的圧力で番組内容が改編されたとEが内部啓発したことがきっかけとなって、原審において主張がなされるに至つたものであら。

(注4) 原判決の評議等として、右脚注1・法セミナー629号4頁、井上真男・岡田21頁、宍戸常彦・月刊法字監修20号6頁、升田純・Louis判例通釈20号31頁、小山周・空論新編2007年4月号4頁、鷲坂徹・前6(注2)、鶴川岳慶・前8(注2)、井上宏・月刊民法37号4号2頁、山田忠太・岡44頁、鈴木秀美ほか・世界2007年4月号36頁(外説)等がある。

(注5) 本件訴訟では、Aも共同原告となつていたところ、Aは251審終出した。Aの請求に係る在管法院請求権をXの他の共同代表者であるAに死にし、Aの請求に係る在管法院請求権をXの他の共同代表者であるAに譲渡する旨の遺言に左づき、A'が本件訴訟におけるAの地位を承継した。原告は、A'の請求を棄却した第1審判決を支持し、A'は原判決に外して不服を申し立てなかつた。

原告がA'の請求を棄却すべきものとした理由は、①原判決の原告の主張に

対しては、⑤本件原告が改編されたことについては、Xと同様、Aも法的保護に値する創作等が改編されたが、Xの代表としての立場を離れての個人としてのA固有の損害は觀念できない、⑥Aのインタビューを全面削除されたことによるAの個人的な關係等の损害をいう点については、取材対象者は、番組制作者に対し、インタビューを受けたからには何らかの形で報道すべきことを請求することができない、⑦誤判決が金元の主張に対しては、取材対象者は番組制作者に対して取材されたらには必ず報道することを求める施設まで有するものではないから、結果的に報道されないこととなつた場合には、番組制作者に対して説明を求める法的権利もない（取材対象者は、既に番組から離脱した形となつてゐるので、あらかじめ説明を受けたとしても、行動すべき手段を有しないし、その必要もない）といふものである。

(注6) 慶大判昭和31年6月11日民集40号4号372頁（北方ジャーナル事件原告辯護状）

(注7) 「二重の差別論」について、慶大判昭和47年1月22日刑集28卷9号536頁（小売市場等取扱店舗改修法）は、「個人の経営活動の自由に対する限り、個人の慣習的自由等に関する場合と異なつて、右社会政策の実施の一手段として、これに一定の合理的取扱性を認むることとは、もともと、憲法が肯定しがち。許さするとところと解するのが相当」とし、最大判昭和50年1月30日民集29卷4号572頁（東京改修店舗法）は、「商業の自由は、それ以外の宪法の保障する自由、然にいわゆる精神的自由に比較して、公權力による規制の柔軟がつく」と判示して、次からではあるが、これを採用しているといふことができる。

(注8) 伊藤正巳・佐野〔注3版〕309頁は、「市民を伝達することが報道の基本的要件であるが、そこには受け手の側の立場形成に素材を提供することだけでなく、報道すべき事実の認識や選択に送り手の側の意図が働いていることもありますから、報道の自由は言論の自由をなしていることに範囲はない」とする。判例も、「報道活動の報道は、民主主義社会において、国民が演説に關するに付き、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、報道の報道の自由は、表現の自由を規定した宪法の原則のもにあることはいさまでもない」とする。

(注9) 本一中判昭和46年11月25日民集58卷8号2256頁参照

(注10) なお、改憲法3条の2は、改憲憲法集に当たって遵守すべき原則として、「公衆及び善良な風俗を害しないこと」（同条1項1号）、「政治的に公平であること」（同項2号）、「報道の事実をまぎれないすること」（同項3号）、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」（同項4号）を定め、さらに、テレビジョン放送についても、「委託番組又はわれわれ番組並びに報道番組及び報道番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようしなければならない」（同条2項）と定めている。この規定の性質及び憲法適合性をめぐらは議論があるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる（芦部信一・高橋和也著「憲法〔第4版〕」17頁、野中乾原ほか・吉田一「第4版」313頁）。なお、改憲法にようる逐条解説では、改憲法3条の2の規定について、「憲法における言論の自由が保障されおり、その公衆の福祉による規制は厳格に解されべきとされていることから、第一項のいわく本条への適合性の確保は第1条第2号に定める自律によるべきである。すなはち、放送番組者の自覚と責任において、自主的に見解されるべきものである」とする（金平義・放送法逐条解説57頁）。

(注11) 前掲最高裁判所昭和61年6月11日(注6)

(注12) 慶大判昭和59年12月12日民集38卷12号1308頁「札幌放送株式会社訴訟判決」

(注13) ③の「明白かつ現在の危険」の意味は、社会の自由に関する最も重大な危険であるが、そこには受け手の側の立場形成に素材を提供することだけでなく、報道すべき事実の認識や選択に送り手の側の意図が働いていることも認められるから、報道の自由は言論の自由をなしていることに範囲はない」とする。判例も、「報道活動の報道は、民主主義社会において、国民が演説に關するに付き、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、報道の報道の自由は、表現の自由を規定した宪法の原則のもにあることはいさまでもない」とする。

(注14) 改憲憲法判解所改憲民法監督官第6年裁128頁「最高法院」参考

(注15) 告発の人物規定の私人陪審に因つて、最高・判例「最大判昭和48年12月12日民集27卷11号536頁「三澤税務事件検察不服申立て」は、憲法の人物規定が：

出後に適用されるものではないが、民法40条の公平・良俗原則の上うな私法の一
般統則を既示として、同様的外適用されるという、いわゆる間接適用の立場
に立っている。

(注16) 清高教大教授44年11月26日 (注8)

(注17) 宮沢英義・笠法】「新編】363頁

(注18) 公的機関が取扱を拒否することができるかどうかは、別途の検討が必要
と思われる。

(注19) 総合版の判例として、最高3小判昭和56年1月27日民集3巻1号35頁、最
三小判昭和58年1月19日民集5巻38号611頁、最高3小判昭和59年9月16日気電42
号311頁、第一小判平成2年7月5日気電46号37頁、最高二小判平成3年9月
4日気電22号63頁、最高3小判平成13年2月27日民集22号33頁などがある。

(注20) 不法行為責任と稱する見解、一他の債務不履行責任と稱する見解、信義
則に基づく責任と解する見解などが唱えられている。

(注21) 前掲最高3小判昭和56年1月27日、前掲最高3小判昭和58年4月19日、前掲
最高3小判平成2年7月5日、前掲最高3小判平成18年9月4日 (注19)

(注22) 前掲最高3小判昭和56年1月27日 (注19) は、地方公共団体が特定の工場
の誘致を決定した契約時に依頼した料長において工場誘致に対する協力を拒否
する方針を探り、これによって工場を設置しようとした者に損害を蒙えたこと
が不法行為に当たるとされた事例である。また、前掲最高3小判昭和58年9月4
日 (注19) は、下請業者が施工業者の間で下請契約を締結する前に下請の仕

事の幹細作業を開始した場合において施主が下請業者の支出費用を補てんする
などの代償的措置を講ずることなく工事計画を中断することが下請業者の旨抗
する方針を探り、これによって工場を設置しようとした者に損害を蒙えたこと
が不法行為に当たるとされた事例である。また、前掲最高3小判昭和58年9月4
日 (注19) は、下請業者が施工業者の間で下請契約を締結する前に下請の仕

事の幹細作業を開始した場合において施主が下請業者の支出費用を補てんする
などの代償的措置を講ずることなく工事計画を中断することが下請業者の旨抗
する方針を探り、これによって工場を設置しようとした者に損害を蒙えたこと
が不法行為に当たるとされた事例である。

(注23) 最二小判平成12年9月22日民集5巻7号257頁は、生命を懸けする可能
性を、最高3小判平成5年11月11日民集57巻10号1466頁は、重大な危険が及ぶ
なかつた可能性を、それぞれ法律上保護されるべき利益と認めている。

(注24) しかし、契約精神上の過失責任を認める事案は、一概に、契約等に基づ
いてされた財産的出弁を損耗とするものであって、契約やそれ自体を保護法
益とするものとは直ちにはなし難いように出づける。

(注25) Xは、本件は、延後3年以内に生産する原告の自己決定権と被告からの差異の

私法準用法を適用する場合であつたから、本件は、民法の規定によつて適用されるべきである。しかし、民法の規定によつて適用されるべきである。

(注18) その結果、公的機関が取扱を拒否する場合においては、公的機関が
自由との衝突の問題と主要している。しかし、自己決定権を正面から憲法上の
権利と認めた裁判所は見当たらず、生命・身体やプライバシー等の重要な人格
的利益に対する自己決定についてはともかく、單なる情報の提供とか財産上の
取引に関する意思決定を含めた意思決定全般を憲法3條の問題と捉える考え方
は、学説上も然ではない。(最高裁判所判例解説民事局平成13年度(下)735
頁【中村也十氏】)。

(注19) 大塚は・後藤 (注56)、右藤正博・後藤 (注56)

(注20) 取扱によって母た本件を別の番組ににおいて使用 (二が使用) することも
考へられる。

(注21) ただし、被却権限がそのような本件 (後藤) を公こうとしても、直接監視
や間接強制によって履行を強制することが許されれるか、債務不履行による損害
賠償責任を負うにどうなるかという問題はある。

(注22) 第二小判昭和27年2月22日民集6巻2号238頁は、「差法で貸付されたい
わゆる法人的・個人的のものではなく、自己の自山を思に左する特別な公法規
系上または法規系上の義務によって制約を受ける」と判断している。もっと
も、具体的な状況によっては、そのような場合が公序良俗に反して無効とされ
る場合なども考えられよう。

(注23) もっとも、本件のように、報道報道的につながる主体が例示している場合
もあるから、そのような場合には、誰との間でそのような報道報道が成立して
いるか、誰が責任を負うかという問題は別個の検討が必要である。

(注24) 宮手裕寿・後藤 (注4) も同旨。後藤部員裕・後藤 (注56) も同趣旨と
いうものと思われる。

(注25) 名譽毀損やプライバシー侵害の場合、報道報道はそのような表現行為
をしないといふ不作為が義務付けられるにとどまるものに対し、名和内室平等に判
する開拓者を保護法益として認めると。そのような期待等に沿う表現行為をして
なければならぬといふ結果的行為が報道報道に適用せらるべきことになる。

(注26) 記者・前掲 (注4)、小山剛・前掲 (注4) 本圖。
原井法は、Aのインターネットが放送されたかったことについて、「収材対象
者は、番組製作者に対し、インターネットを受けながらには向からかの形で報道す
べきことを請求することまでできない」とするが、番組が全く報道されなか

つた場合には別件やが複数なされたことになるはずでもって、番組が全く発注されない場合には依存性はないが、附帯等と異なる形で報道された場合は取って段となるという道理は、容易に説明し難いのではないかろうか。

また、反論文の掲載範囲を容認した仮二小判和2年4月24日民集4卷3号190頁(ハシケイ新聞事件報道部会)は、「反論文の範囲」は、「反論文の範囲」は、
ことに公的半題に関する批判的記述の相違をちゅうちょさせ、公法の保障する表現の自由を報道的に容するにむづかしうるもの多分に存する」と説示している。さらに、放送法4条1項に定める公正放送では、其責でない事項の放送が対象となるのに對し、番組内容等に対する期待等の責任は、報道者が責任に合意していく生ずる問題である。しかも、向頭の公正放送等は、放送事業者の公法上の義務であって、被告者に私法上の請求権を付与する要件のものではない(前掲案一小判平成6年11月25日(件9)).また、番組や番組中における自己に關する内容が誤っているというだけでは、損害賠償請求権は当然には発生しない。

本件訴訟は、本件番組の放送によって、番組の誤解・内情における取材対象者の期待等が侵害されたといふものであるが、名実、信用が毀損されたり、プライバシーが侵害されたといふものでもなく、眞に事実が報道されたといったものではない。かえって、本件が性生活の問題の半題、その立場付け及び既往の反論文が報道されていて、本件が性生活を一時に指揮的に報道するものではないことは、反論も認定しているところである。

(注33) 犯行當事者・直樹(注4)も、反論される結果が肯定され難く、報道者の成立と範囲は被告者の立場によって判断的に明らかにされるを得ず、被告の自由について恣意ない根拠をもたらすとして、原告の判断を批評している。

原告のいう「やむを得ない誤解」の当てはめいかんによつては、結果として本件の示した法理と実質的に大差がないとも思われるが、「やむを得ない誤解」という多音節的用語が可能な表現が法律として妥当かどうかという問題である。

(注34) 不法行為責任の問題である以上、医療法として肯定しれる場合であつても、報道報酬に稿費料がない場合はその辯護を肯定することができない。本件法が「当該著作の適切・性質やその後の状況の変化等の状況に

(18) お送りする予からせはございませんがお受けとり下さる旨にてお申しあげたところがござります。お送りする予からせはございませんがお受けとり下さる旨にてお申しあげたところがござります。

より、当該番組において上記番組が上記説明のとおりに取り上げられたかったことをやせを存しないといふことは異にして、……」と表示しているのは、その趣旨を確定的に明らかにしたものと理解される。

(注35) YIが定めている「放送ガイドライン」の中には、次のような項目がある。

「2 取材・制作現場

〔1〕取材態勢

e 取材相手には、取材の誤認・内情や取材結果の取り扱い方を正確に伝える……この場合、伝えるべき取材結果の取り扱い方とは、生放送か、放送(録音)か、録像することができるか、全く使われないことがあるなどである。

f 制作過程で、あらかじめ取材相手に伝えていた目的や内容に変更が生じた場合は、改めて、取材相手に十分説明しなければならない。

〔3〕インタビュー

a インタビューエーにあたっては、インタビューを含む取材全体の範囲、内情、その中ににおけるインタビューの位置づけ、取材結果の取り扱い方にについて説明する。

ソム 取材者は、インタビューの交渉にあたって、報道することがあるのか、全く使われないことがあるのかなどを、あらかじめ明確に説明する。

b 総括の點で、どうしても説明できなかった場合は、放送前に、その旨と理由をインタビューア相手またはその代表者に伝えておればならない。

c 取材後の状況の変化によつて、番組のねらいが変更されることがある。その場合、放送前にインタビュー相手に対し、番組の新たな狙いなどを説明する。

上記ガイドラインは、YIにおいて、「日々の取材・制作現場で直面する問題に対するうえでよりどころとなる考え方や立憲点を、実際に対応できるだけ具体的に示したもの」(各人のジャーナリストとしての倫理向上を目指すもの)であつて、法的な規定でも、取材行為との合意でもないから、このよう

な定めがあることをもって、直ちに番組内容等に対する期待等を法律上保護すべき利益として認める趣意となるとは解し難い。

他方で、向かいドライインには、「取扱通報で、取扱方法や表現方法に関する条件を山すことがある。……相手の条件を受け入れるとあって、インタビューや撮影をする場合がある。約束した場合は、担当部局には、報告し、とりわけ重大な取扱をする場合は、事前に報告しなければならない。」「インタビューや「必ず放送する」と約束してはならない。」「インタビューア用手が、出演のための条件を山すことがある。……相手の条件を受け入れるとあって、インタビューや撮影をする場合を除いてはならない。」「インタビューア用手から、「この部分をやめてほしい」と求められても、取扱者は拘束すべきではない。編集者が圧力によって左右されたという強制を取扱者に与えるからである。」といった記載もみられるところであって、取扱担当者が僅々に取扱対象者との間で経営を行うことのないよう注意を促している。

(注16) なお、取扱の手段・方法が、原則として公的行為を伴う場合や、取扱対象者の個人としての人格の尊厳を多くじゅうりんする方法等が全体の精神に照らし社会通念上妥協することのできない性状である場合には、正当な取扱活動の範囲を超えて放送法を背びる(第一小判昭和53年5月31日別紙第32巻3号457頁=外務省監修脚本監査官監査決定)。これは、取扱対象者の期待等が保護法益足り得るかという以前の問題である。

(注17) 番組監修官・後藤(注56)、渡辺剛久・後藤(注56)

(注18) 政府官房・専門JCA ジャーナル54巻4号(注2)は、「ニュース」と「番組」とは根本的に異なるものであって、「番組」は、「企画収容」による「台本」に即した「脚本・ロケ・撮影」を通じて完成されるという点では、番組対象者の何らかの合意が不可欠であり、内容が当初の企画を離れて流動的で変化するものではないと指摘する。しかし、「番組対象者との何らかの合意」といきるような複数対応的な内容の企画があつたかどうかが問題であつて、出版者とマスメディアとの間に何らかの契約関係があるのが通常であるドラマのようなら場合は、本件番組についても、番組対象者は断然や断然に推動的に関与する立場ではなく、取扱は前に具体的、確定的な「台本」なども存在せず、内容が「随時的で変化」するものであつたことは明らかである。

- (注19) おおむね企画から放送までの過程において監修官が受けた書類に於ける記載などから、本件の運営の全般の取扱いを統括するものと想定し、本件の「ドキュメンタリー」とは、「成像を用いる記録に基づいて作つたもの」と定義するが、本件の運営の取扱いを統括するものと想定し、本件の「ドキュメンタリー」とは、「成像を用いる記録に基づいて作つたものの記録文学・記録映画の別。実録」とと定義されているが、〔放送規「第5版〕1905(1), 現在、テレビの世界で、「ドキュメンタリー」として定義されているものは、テレビ番組全体のほか、ショナル化された番組、ドラマ番組、バラエティ番組、クイズ番組、音楽番組、ニュース、ワイドショー、トータル番組を通じて扱つたものとされ、新聞、雑誌、洋書等でも多様に解説されているともいわれている(山田聰明・テレビ制作入門1965)。
- (注20) 本項も「年度番組収録契約」となっているほか、「放送希望」「对談番組」「取扱予定地」「完成予定」というよりなり予定であることを示す記載がある。また、X側においても、本件収録契約の子を公にしないように取り扱っていることは、原案が認定するところである。
- (注21) Y₁において本件番組の企画を採用した「放送番組定期報文」では、本件女性活躍の問題過度及び結果を伝えるというような表現にはなっていない。
- (注22) X側から番組の趣旨、内容についての条件や希望が示されたことでも認識しようかが分からぬ。
- (注23) 記載によれば、Y₂は、①本件女性活躍の企画において、3台のカメラ(うち2台が移動カメラ)を使用し、専会場における10本のテレビ用のうち3本を使用し、「OFFICIAL CAMERA A」と記載されたセッタンを右側にした。②本件女性活躍で認可した元「放送局」のうちの2名のインビビューや右側で行なった、③本件女性活躍の女性や資料を借用したようである。しかし、本件女性活躍の撮影自体は、他のメディアにも開放されており、他のメディアは、ニュース番組の中での位置を予定していたに対し、本件番組はそうではなくかったのであるから、上記のような取扱いをもって特別の便宜というほどのものではないと思われる。
- (注24) 本件女性活躍が實際どのように行われるのか、その取扱を終えてみなれば、これが番組においてどのように戦うかは確定できるものではない。殊に、本件女性活躍は、放送番組開設や天皇の誕生の歴史記念といった、政治色、イメージ色が強い問題を扱っているもので、その問題をめぐつては当然然然否論議があるところであるから、なまさらそのようないうことができるようだと思われる。

(註4) なお、Xが原案で提出した民法学者の意見書は、「Xは、旧日本本邦による從軍慰安婦を相手などの性暴力を施く女性国際慰安法廷に関するY₁のドキュメンタリー番組が制作されるという企画だからこそ、放送が取扱に協力する決定をしたのに、Y₁によって、Xの協力の決定の前提となっていたとの異なる番組が放送制作された。……Xには、取扱に協力するか否か、遅いの段階で取扱協力を断固するか否かについての自由ないし自己決定権があるのであり、それがY₁によって侵害されたといるべきである。」、「第三者（せ、Y₁らのこと）の間に、番組制作という共通の目的を遂行する共同行為があるとさっても上い。その共同目的の元でなされた共同行為の過失説で、……三者が過失があり、その過失によってXの権利ないし私権に位する法的利権を侵害したのであるから、三者は共同不执行行為によつて過失責任を負うと言つてよい。」と結論付け、原案の判断もこの意見書の見解によつて燃然しているようである。上記意見書は、「Xが歴史協力の際に前段とした番組企画（これとXの抱いた危機なし期待ということもできる）と実際におこなわれた番組が大きく変更された」と、「Xは、Y₁の取扱行為およびその後の説明から、旧日本本邦による從軍慰安婦などの性暴力を強く国際裁判法廷に訴えるドキュメンタリー番組が制作され、Y₁の番組として放映されると理解していたが、実際にY₁の番組として放映されたものは、女性に対する性暴力を人道に対する罪として位置づけられるようになつた歴史的潮流を追うというテーマの中で、その1つの素材として女性法廷が取り上げられたにすぎず」、「Y₁がXに、Xの意向に沿う番組がつくられるという意図ないし期待を示せた点が問題なのでではなく、……旧日本本邦による從軍慰安婦などの性暴力を強く女性国際裁判法廷に関するドキュメンタリー番組が制作されるというXの判断は、むしろXが裁判協力の前提条件として考えた正当な期待であり、Y₁側の過失ないい法廷侵害は、Y₁側がXのこの信頼ないし期待に背く方向で番組を改編し、放送した点にこそある。」などと指摘するが、そのような「前堤条件」はY₁側によって始末されたものでも、X側によって表示されたものでもない。また、そこでいう「番組企画」なるものも当然としているが、「旧日本本邦による從軍慰安婦などの性暴力を強く女性国際裁判法廷に関するドキュメンタリー番組」と、「女性に対する性暴力を人に及ぼす罪として位置づけられようになつて」

(18) 一方のY₁が原案を参考して監修字幕について監修字幕を用いたために、監修者（G幹部監修）が監修字幕を用いたものと見受けられ、監修したことである。

た歴史的潮流を追うというテーマの中で、女性法廷をその1つに取り上げる」と、「番組企画」において物とまではいふが監修であるし、「番組企画」をもつて原稿等の絶対的指導と考えることにも疑問がある。確かに、本件女性法廷の記録性を重視する方向で番組の制作、編成が進んできたことは事実である。しかし、「新交渉制定内閣編」には、「この国際法廷を東京裁判以来の歴史の中に位置づけ。能動性暴力を多くの歴史を明らかにすることも、日本とアジア各国の担当者が、どのようなプロセスで解釈と監修を行つべきなのかを考える」と記載されており、これほど実際におこなわれた本件番組とが、「番組企画」において異なるとは考えにくく、上記意見書では、「本件のように、女性法廷の活動はXらの思惑・信念に基づく活動であり、Xらが自分たちの思想・信念に合致する趣旨のテレビ番組だけ協力するという姿勢は向らおかしくはない。むしろ、こうした番組の進行への因縁は保護されてよい。それ故、報道の自由・報道の自由を尊重し、Xらの意圖にそぐわない番組に改編することは許されないものとさうべきである」ともいうが、「自分たちの思想・信念に合致する趣旨」、「Xらの意図」が具体的にどのようなものかをY₁らが認識、確定することは困難であり、これが「番組企画」とのような四條にあるのかは明らかではない。結局、前述のとおり、X₁の期待等が何であるか具体的に確定できるものではなく、このようないまい的な内容の手続きもつて報道機関の報道権限を制約することは、相手ではないと思われる。

また、上記意見書は、東京地裁判決（平成6年1月11日判決）を適用している。この判決は、テレビ番組において放映されたインディーが、結果によつて取扱効果（G幹部監修）の報道扶助費の支拂に反して懲罰している。この判決は、テレビ番組が自己的な名譽及び信用を毀損するよう考え方るものとなつたが、当取扱効果者が自分の名譽及び信用を毀損するような放送を行うことについてまで了承していたものと解することはできないとして、テレビ局の損害賠償責任を認めたというものであつて、公用放送の成否が問題となつてゐるものにすべきだ、本件のような場合とは非類似にしている。ところで、G幹部監修は、本件番組における自己の発言が、Y₁の改質により複数回にわたり、名譽毀損及び著作権侵害が侵害された旨主張して、放送と人権等権利に対する委員会（BRCA）に複数回告発を申し立てた。BRCAは、平成5年3月31日、Y₁のした抗議は、同番組の本件番組における

- 基本原則が誤解されたかれないものであり、同学教授の人格権に対する配慮を欠き、放送倫理に違反する（多款）。
- （注15） 突戸常寿・前田（注4）は、「原脚本は、Y1の編集行為が番組編成の範囲を逸脱・濫用したことを指摘するが、それはY1に対する期待感の保護を論理的に先取りして、いわば「無」から「有」を產む形の論論になっている」と指摘する。大槻匡・浜松（注35）も同旨。
- （注16） 同処答をいうと思われるものとして、突戸常寿・前田（注4）、大槻匡・後田（注56）、官房部玲奈・浜松（注56）、荒木秀実・後田（注56）。また、自然にも、参加的な内容面においては、平成13年1月25日以降の放題は、それまでの放題の延長線上のものであって、効的に批判意見があるまいりでなく、その前後で本件番組の編集方針に変更が生じたとの断定の判断には無理があるようと思われる。これに対し、田島泰洋・後田（注56）は、本件のような正当ではない編集行為がされ、番組の自由が私益に矮小されたといった上位的立場面では、一定の条件の下で開闢がななどにある前の法的根拠が付与されてきたことにはならないのではないかという。
- （注17） 放送倫理・番組向上懇談会が放送倫理検査委員会は、平成21年4月28日、①Y1の幹部管理陣らの主序による虚偽なる報道認定を以て放送された本件番組は、同シリーズの他の3本の番組と比較して不自然で脱線な印象を与えるもので、幹部管理陣らが政治家と面識、放送前の別個の番組について説明したこと、これらが後する上記放題に深く関与したこととは、公共放送にとって最も重要な自主・自律を失くし、放題常に取次は理念を失かせた、などとする見方を公表している。
- （注18） 佐谷龍介男・世界2005年7月号刊載は、「現場の關係者」なるものは、原法や放送法が關係するものではなく、すぐれた番組を制作する上で、現実の自粛性を尊重すべきだという社会判断はいらっしゃるが、それがあくまで当該放送事業者の産官能的判断すべきことであるとし、井上宏・前田（注4）は、貢献料収支の「相殺性」を認定して番組製作が行われると制作現場は誕生する

〔16〕 放送事業者が番組の監修の立場に立つて監修取扱いを行つて貢献されるものと認められ、その點に問題はないが、番組に及ぼす影響が外見ほど異なる場合があると指摘する。

〔17〕 実戸常寿・前田（注4）は、放題所の審査を少なくとも番組の編成方針からのかい離が明白かつかに限定されねばならないと指摘する。

〔注50〕 第三小判平成12年2月28日民判4巻2号582頁、第一小判平成16年11月18日民集53巻8号2225頁、第一小判平成18年6月12日民判20号403頁等。

〔注51〕 第三小判平成15年12月9日民集57巻1号1807頁は、「地震医療に加入するか否かの選択決定は、生命、身体等の人的利益に因るものではなく、扶養的判断に因るものであることにかんがみると。この意思決定に因し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があつたとしても、料金の事情が好い限り、これをもって保険料請求の発生を肯定する放題行為と評価することはできない」とすべきである」と示してある。これに対し、前田（注51）は、分派生存の選擇の選択が否かが意思決定をするに当たり、価値の選択の選択が何を因るか否かにおいて認定をしなかったことが放題法の原則に著しく違反するとして、上記特段の事例を除めて、恩賞料請求の発生を肯定した事例である。

〔注52〕 対象となっているは織がプライバシーに因るものである場合ではない。本件では、プライバシーに対する自己承認権の問題となるから、ここで問題ではない。本件では、プライバシーに附する自己承認権となっているわけではない。なお、（注25）参考。

〔注53〕 実戸常寿・前田（注4）は、「もし、『約束』によって放送番組者の説明義務が放題に生じるとすれば、今後は取扱対象者が同様の説明を求めることが予想される。」「放送番組の制作・編成に際して番組内容は変化していくのが常であるから、説明義務を法的に履行すべき局面が常態化するとともに、とりわけ放送期日が切迫した場合には、放送番組者は取扱対象者の放送中止の求めを免れることはなる。そりだとすれば、放送番組者としては当初から取扱対象者を尊重し運営せざるを得ず、結果は踏み込んだ番組の制作。放送について、強・激論がめぐくではないだろうか。」「期待感よりも説明義務の方が表現の自由に対する萎縮が強いかため、それを規定する論理が一層必要である」とする。これに対し、吉田・後田（注56）は、放送番組者の自由と

して看板内容を改変することはが相應で適切としても、その旨を取扱対象者に説明する義務は、より堅やかな措置であるべきであるとする。

(注54) 保険者は、被保険者から取扱対象者に対して説明がされれば、取扱対象者は、①希望保険者に対して看板から離脱することや移動地方を申し入れることと、②他の被保険者に対する判断を説明し、対抗的な報道を求めることがができると、うちのようである。しかし、①については、「看板からの離脱」が、当該看板を放置しないことあるいは当該保険者対象者の取扱によって得た情報を当該看板で用いないことを意味するのであれば、そのことも本来は当該保険対象者の期待等に反することになるはずであるし、②についても、放送前に他の報道機関に対する報道を求める場合を除くから、いずれも離脱権限に根拠を設ける理由とはなりにくいと思われる。

(注55) 不法行為としての説明義務違反に基づく訴訟のうち裁判所が認容した部分と選択的併合の関係にある放送不履行としての説明義務違反に基づく請求の當面については、原告は判断を示していない。しかしながら、原告不履行としての説明義務違反の主張は、そのが法は不法行為としての説明義務違反と両者をいうものであって、平安堂において実質的に差別が仄めかされているということができるから、原告に立すべきことなく上告審が自ら判断したとしても、審判の利益を実質的に損すことにはならないと考えられ、このような場合には、例外的に上告審が斟酌することができると解すべきである。そのような先例として、第一審附和99年9月2日集民1123517号、最高小判平成元年9月19日東民157号381頁がある。

(注56) 本判決の評議として、大庭法・平出20年貞正判例研究91頁、左崎正博・判例講義605号(伴脚2039号)165頁、半田吉信・私法判例マーカクス39号42頁、青木部政春・民商法講義241卷6号581頁、田島泰彦・法学セミナー646号6頁、高田洋・同648号118頁、鈴木秀美・月刊法律家教説338号32頁、中島洋・判例セレクト2006(月刊法律家全集20号別冊付録)23頁、岡村俊・JCAジャーナル55卷9号565頁、砂川清慶・コピライト672号24頁、村田尚紀・関西大学法學論述58卷6号103頁、渡辺勝久・法選時報61卷7号215頁、加藤正男・ジユリスト1372号170頁等がある。(加藤 正男)

《全文》

【文献番号】 25400722

受信料支払義務不存在確認請求事件
 東京地方裁判所平成二年(ワ)第二二六六号
 平成2年12月21日民事第二五部判決

判 決

原告 A
 被告 日本放送協会
 右代表者会長 B
 右訴訟代理人弁護士 杉本幸孝
 同 柳川從道
 同 宮川勝之
 同 室町正実
 同 米倉偉之
 同 高木裕康

主 文

- 一 原告の請求を棄却する。
 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 原告の請求

被告は原告に対し、原告が被告の行なう放送の受信についての契約に基づく受信料支払義務のないことを確認する。

第二 事案の概要

一 (争いのない事実)

1 被告は、放送法七条に定める国内放送の全国普及、放送及びその受信の進歩・発展及び国際放送を行う目的で、他の一般放送事業者と異なり放送法によって設立された公共放送機関である（放送法八条）。

2 原告は、その肩書地に被告の放送を受信することのできる受信設備（以下、受信機という。）を設置し、被告との間に被告の行なう放送の受信についての契約（以下、放送受信契約という。）を締結している者であり、現在も受信機を廃止していない。

3 放送受信契約並びに受信料に関し、放送法三二条は「被告の放送を受信することのできる受信機を設置した者は、被告と放送受信契約をしなければならない。」（一項）「被告は、あらかじめ郵政大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、放送受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。」（二項）「被告は、放送受信契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。」（三項）旨規定し、これに基づき、郵政大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約（昭和四三年四月一日日本放送協会公告、以下、受信規約という。）、日本放送協会放送受信料免除基準（昭和四三年四月一日日本放送協会公告、以下、免除基準という。）が定められ、施行されている。受信規約は、受信機を設置した者の放送受信契約の締結及び放送受信契約者の受信料の支払いを義務付けるとともに（一条、四条、五条）、放送受信契約を解約するためには放送受信契約者が受信機を廃止し、その旨を放送局に届け出なければならないとし（九条）、放送受信料支払義務の免除を受けるためには免除基準に該当する者がその旨申請しなければならない（一〇条）旨規定している。

二 争点に関する当事者の主張

1 (原告の主張)

原告は、放送法三二条は、被告に公共放送機関としての政治的及び宗教的中立義務があることを前提にした規定であり、したがって被告が政治的又は宗教的中立義務に違反し、その程度が著しいときは、民法一条二、三項の趣旨又は自然法により放送法三二条の適用はないから放送受信契約締結義務はなく、また放送受信契約締結後は同様の理由で右契約を解除できるところ、原告は被告に対し、平成二年三月八日到達の本訴状により被告の右中立義務違反を理由として放送受信契約を解除する旨の意思表示をしたから、原告の受信料支払義務は存在しないと主張する。

そして、原告は、被告が右政治的及び宗教的中立義務に違反している具体的な事実として

[1] 被告の職員でありニュースキャスターであるCが、平成二年二月一八日投票の衆議院選挙に立候補した大蔵大臣橋本龍太郎のため応援演説をした（甲第一号証ないし第三号証）にもかかわらず、被告がCを解雇していないこと

[2] 被告の解説委員であり理事待遇であるDが、日本共産党の機関紙「赤旗」同年五月二〇日付け紙面に、NHK教育テレビが放映した「現代ジャーナル・語りつぐ・野坂参三・体制に抗して生きた半生」を見て感動したという内容の投書をNHK解説委員の肩書き入りで寄せた（甲第五号証）にもかかわらず、被告がDに対し厳重な処分をしていないこと

[3] 被告の特別主幹であるEが、世界基督教統一神靈協会創始者文鮮明師の提唱により開催された世界言論人会議に出席し、英語のスピーチを行った（甲第五号証）にもかかわらず、被告がEに対し厳重な処分をしていないこと

を挙げ、これらにより、被告は政治的及び宗教的中立義務を破ったものというべきであるから、もはや放送法三二条の適用はなく、原告には受信料支払義務はないと主張する。

2 (被告の主張)

被告は、次のとおり主張する。

原告は、肩書きに受信機を設置しているから放送法三二条により放送受信契約の締結と受信料の支払いを義務づけられており、しかも受信機を廃止したうえでその旨を被告へ届け出ていないのであるから受信契約を終了させることはできない。

第三 爭点に対する判断

前記争いのない事実によれば、放送法三二条及びこれに基づく受信規約上、原告が被告に対し受信料支払義務を負っていることは明らかといわなければならない。

ところで、原告は、放送法三二条は被告に公共放送機関として政治的及び宗教的中立義務があることを前提にした規定であり、被告が右義務に違反し、その程度が著しいときは、民法一条二、三項の趣旨又は自然法により同条の適用がない旨主張する。

確かに、放送法は、放送事業者が国内放送の放送番組の編集に当たり、政治的に公平であることを要求する（同法三条の二、一項二号）とともに、被告の組織及び業務の運営等の面において、被告の政治的、宗教的公平さが制度上担保されるような諸規定を置いている（例えば、被告の経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する機関である経営委員会の委員についての同法一六条）。

しかし、右の放送法三条の二所定の放送番組編集に関する規定は放送事業者に対する倫理的義務を課したものと解される。そして右規定と同法三二条所定の放送受信契約に関する規定とを直接関係させて、放送受信契約の効力等について定めた規定は存在しない。そうすると、被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、同法三二条の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはないといわなければならない。被告の右倫理的義務遵守が受信機を設置した者に対する同法三二条適用の前提条件であると解すべき特段の根拠はない。この点についての原告の主張は独自の見解であって、採用できない。

そうすると、被告が政治的、宗教的中立義務に違反したとして原告の主張する事実は、それ自体、放送法三二条の適用を排除し、放送受信契約を解除できる事由にはあたらないというべきであるから、右事実の存否について判断するまでもなく、原告の主張は失当である。

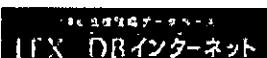
第四 結論

以上によれば、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二五部

裁判長裁判官 坂本慶一 裁判官 三木勇次 裁判官 大澤晃



Copyright (C)1999 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。